



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 北野建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 北野 貴裕
(コード番号 1 8 6 6 東証第一部)
問 合 せ 先 経理本部部長 塚田 美一
(TEL 03-3562-2331)

一般財団法人[北野財団]の設立、
第三者割当による自己株式の処分及び自己株式の取得並びに
主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 14 日開催の取締役会において、一般財団法人を設立すること、第三者割当による自己株式の処分を行うこと、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づいて自己株式取得を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本自己株式の処分に関しましては、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の当社定時株主総会の承認を条件として実施するものとし、また、本自己株式の取得に関しましては、本自己株式の処分に関する同株主総会の承認を条件として実施するものといたします。

なお、本自己株式の処分により、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 新財団の設立について

(1) 財団設立の目的

新財団において導入する奨学金制度により、経済的理由で進学困難となっている向学心の強い学生をサポートし、また、文化団体やスポーツ競技団体への助成等を通じて地域社会における学術・スポーツ活動の発展等に寄与することを目的とします。

当社は地域密着型経営を経営方針の一つとして掲げ、文化振興として北野文芸座の運営、本社彫刻ギャラリーの設置、スポーツ振興として当社スキー部を始め、ウィンタースポーツ各競技団体に対する助成を行っておりますが、新財団により、これらの各事業に対して長期的かつ安定的な助成を行い、地域社会への一層の貢献を目指します。

(2) 財団の概要

①名称	一般財団法人 北野財団
②所在地	長野県長野市県町 524 番地
③代表理事	北野貴裕

④活動内容	地域社会における各事業（奨学金制度による学術振興、文化振興、スポーツ振興）に対する安定的な助成活動の実施
⑤活動原資	年間 50 百万円～80 百万円
⑥設立年月日	平成 30 年 12 月予定

2. 自己株式の処分について

(1) 処分要領

①処分株式数	普通株式 8,000,000 株
②処分価額	1 株につき 1 円
③資金調達額	8,000,000 円
④募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤処分先	一般財団法人 北野財団
⑥処分期日	未定
⑦その他	本自己株式の処分については、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の当社定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に係る他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、平成 30 年 5 月 14 日開催の取締役会において、一般財団法人「北野財団」（以下、「本財団」といいます。）を設立することを決議いたしました。当社はこれまで地域密着型経営を経営方針の一つとして掲げ、地域社会への貢献を念頭に様々な社会貢献活動を行って参りました。本財団は各事業（学術振興、文化振興、スポーツ振興）に対する長期的かつ安定的な助成を可能とするために新たに設立するものです。

また、本財団が上記の複数の助成事業を継続的に実施するための活動原資を当社株式の配当により安定的に拠出することを可能とするために、当社は、本財団に対して第三者割当によって自己株式を処分いたします。

これまでの当社は文化振興やスポーツ振興に対して必要に応じ寄付金を拠出することで対応して参りましたが、今後の業況によっては寄付金の拠出が困難となる場面の到来も想定され得ます。一方、当社は基本方針である株主の皆様に対する安定配当の実施を業績変動に影響されることなく継続的に行ってきた実績があります。

本財団による地域貢献活動は、当社が掲げる地域密着型経営の実現に資するものであり、社会貢献活動の充実という観点からも当社の企業価値向上に直結するものであります。

これらを踏まえ、本財団の活動原資は当社からの寄付金に依存することなく、当社株式の配当により安定的に確保されることが、本財団の長期的かつ安定的な活動に寄与すると判断しており、今回の取締役会決議に至ったものであります。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

ア 払込金額の総額	8,000,000 円
-----------	-------------

イ 発行諸費用の概算額	1,000,000 円
ウ 差引手取概算額	7,000,000 円

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

発行諸費用の概算額の内訳は、主に弁護士費用等を予定しております。

② 調達する資金の具体的な用途

上記差引手取概算額については、本財団の設立準備費用に充当する予定です。

③ 支出予定時期

未定。

(4) 資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金は本財団の設立に関する検討に要した弁護士費用等の諸費用に充当いたします。各諸費用は本財団の設立に必須のものであり、本財団の活動内容が、(2)に記載の通り、中長期的な観点から当社利益に資するものであること等に鑑みると当該資金使途には合理性があるものと考えております。

(5) 処分条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本財団は、当社が地域密着型経営を経営方針の一つとして掲げ、地域社会への貢献を念頭に行ってきた様々な社会貢献活動を継承する役割を担うと考えております。本財団は、当社株式の配当による収益を活動原資として、奨学金制度による地域社会の学術振興や、文化振興、スポーツ振興に対する安定的な助成活動を行って参ります。これらの社会貢献活動は決して一過性のものではなく、長期的な視野を持ち地域社会に根差した活動として進めていかなければなりません。そして、その継続的な活動は、中長期的な観点から、地域密着型経営を標榜する当社の理念に合致するものと考えております。今回の自己株式の処分は本財団の活動原資を拠出することを目的としたものであり、調達する資金も上記(3)②のとおり本財団の設立準備費用に充当することを予定しております。このため、1株につき1円という処分価額は合理的であると考えております。なお、本自己株式の処分は、本財団に対する有利発行に該当するため、当社は平成30年6月22日開催予定の当社定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件としております。

② 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本財団は、地域社会に対する貢献のため、学術振興、文化振興、スポーツ振興の複数の助成事業を継続的に実施していくことを目的としております。複数の助成事業を継続的かつ安定的に実施していくために必要となる活動原資として処分数量の規模は合理的であると考えております。加えて、本自己株式処分による株式が株式市場に大量に流出することは考えられないため、本自己株式処分による流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、本自己株式の処分における株式の希薄化が懸念されますが、本自己株式処分に係る株式数は、8,000,000株（議決権数 8,000 個）であり、これは現在の当社の発行済株式総数 68,368,532株に対して 11.70%（総議決権数 59,118 個に対して 13.53%）の割合に相当します。当社では、平成30年6月22日開催予定の当社定時株主総会において本自己株式の処分に係る議案が承認を得ることを条件に、下記3.の「自己株式の取得について」により、500

万株を上限（金額は20億円を上限）に自己株式取得を予定しており、株式の希薄化を回避する措置を講ずる予定のため、株式の希薄化の規模についても合理的であると判断しております。

(6) 処分予定先の選定理由等

① 処分予定先の概要

(1) 名称	一般財団法人 北野財団	
(2) 所在地	長野県長野市県町 524 番地	
(3) 代表者の役職・氏名	理事長 北野貴裕	
(4) 事業内容（活動内容）	地域社会における各事業（学術振興、文化振興、スポーツ振興）に対する助成活動の実施	
(5) 拠出金	8百万円	
(6) 設立年月日	平成30年12月予定	
(7) 決算期	[未定]	
(8) 従業員数	[未定]	
(9) 当社との関係		
	資本関係	当社は本財団の基本財産の出損企業です。
	人的関係	当社の代表取締役1名が本財団の代表理事を兼務する予定です。
	取引関係	当社から本財団に対し財団設立に係る8百万円を含む寄付等を行う予定です。

※当社は、登記事項証明書及び有価証券報告書等の公開情報等に基づき調査し、当該処分予定先に就任予定の理事長が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

② 処分予定先を選定した理由

本財団は、「2. (2) 処分の目的及び理由」及び「2. (5) ① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、地域社会における学術振興、文化振興、スポーツ振興を長期的かつ安定的に継続させることを目的として設立するものであり、本財団を処分先とすることが妥当であると判断し選定いたしました。

③ 処分予定先の保有方針

本財団は、その設立目的を達成するために長期的かつ安定的な活動の持続が求められております。今回の自己株式処分は本財団の活動原資の拠出のために実施されるため、当社株式を基本財産として長期保有する予定です。

また、払込期日より2年以内に、本件第三者割当により発行される当該普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、本財団は直ちに譲渡を受けた者の氏名・名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を本財団より取得する予定であります。

本自己株式の処分により本財団が保有する株式の議決権の取扱いについては、本財団が設立前の段階であり、具体的な規定については未定ですが、今後本財団の活動原資となる安定配

当を確保する観点に基づき、長期的な企業価値の向上を重視して当社に対して行使することが前提となります。また、本財団は本自己株式の処分により主要株主に該当することになりますが、本財団は公益財団法人化を目指しており、評議員、理事の選定に当たっては第三者の意見が十分に反映される体制の構築が前提となります。議決権の取扱いについても同様に評議員、理事の意見を集約したかたちで行使されることになるため、恣意的な議決権行使は避けられると判断しております。

④ 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本財団設立時に当社からの拠出金 8 百万円に加え、地元企業数社より寄付を募り、その金銭をもって払込みを行う予定です。

(7) 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成 30 年 3 月 30 日）		処分後	
北野管財合同会社	7.07%	一般財団法人 北野財団	11.70%
株式会社テル・コーポレーション	6.34%	北野管財合同会社	7.07%
共栄火災海上保険株式会社	4.63%	株式会社テル・コーポレーション	6.34%
株式会社八十二銀行	4.31%	共栄火災海上保険株式会社	4.63%
株式会社三菱UFJ銀行	4.31%	株式会社八十二銀行	4.31%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.14%	株式会社三菱UFJ銀行	4.31%
株式会社松屋	1.99%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.90%	株式会社松屋	1.99%
浅井 輝彦	1.65%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.90%
日本生命保険相互会社	1.65%	浅井 輝彦	1.65%

※上記は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）を記載しております。

(8) 今後の見通し

今後の当社業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

(9) 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所に定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(10) 最近 3 年間の業績及び調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
売上高	71,052,140 千円	72,329,232 千円	71,058,287 千円
営業利益	4,797,048 千円	3,689,678 千円	4,856,529 千円

税引前当期純利益	4,656,356千円	3,508,012千円	5,083,411千円
親会株主に帰属する 当期純利益	2,852,907千円	2,167,761千円	3,321,938千円
1株当当期純利益	45.86円	34.84円	53.36円
1株当配当金	12.00円	10.00円	10.00円
1株当株主資本	423.98円	443.73円	503.15 円

② 最近の株価の状況

ア 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	258円	339円	273円
高 値	410円	368円	330円
安 値	233円	259円	215円
終 値	339円	273円	303円

イ 最近6ヶ月間の状況

	平成29年		平成30年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	511円	413円	412円	420円	440円	409円
高 値	525円	422円	432円	462円	443円	409円
安 値	406円	393円	406円	402円	385円	384円
終 値	411円	406円	418円	442円	407円	399円

ウ 処分決議日前営業日における株価

	平成30年5月11日
始 値	401円
高 値	404円
安 値	399円
終 値	404円

③ 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はございません。

ご注意:上記2.自己株式の処分についての文章は、取得勧誘を目的に作成されたものではありません。

3. 自己株式の取得について

(1) 自己株式の取得を行う理由

上記2.の自己株式の処分に伴う株式価値の希薄化を回避するとともに、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を実行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類 当社普通株式

②取得しうる株式の総数	5,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 8.34%）
③株式の取得価額の総額	2,000,000,000円（上限）
④取得期間	平成30年6月22日開催予定の当社定時株主総会終結時から平成31年3月26日まで
⑤その他	本自己株式の取得は、上記2.の自己株式処分に関する株主総会の承認を条件とする。

（ご参考）平成30年3月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数	:	68,368,532株
自己株式数	:	8,415,807株

4. 主要株主の異動について

(1) 異動が生じる経緯

上記「2. 自己株式の処分」に記載のとおり、本自己株式処分により、本財団は当社普通株式にかかる総議決権数の13.53%を保有することになるため、本財団は当社の主要株主となることが見込まれます。

(2) 異動予定日

未定

(3) 異動する株主の概要

上記「2. (6)①処分予定先の概要」をご参照ください。

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数	総株主の議決権の数 に対する割合※	大株主順位
異動前 (平成30年3月30日)	一個 (一株)	—%	—
異動後	8,000個 (8,000,000株)	11.92%	1位

（注）異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成30年3月30日現在の総株主の議決権の数59,118個に、本自己株式処分により増加する議決権の数8,000個を加算した総株主の議決権の数67,118個を基準に算出しております。

(5) 今後の見通し

当該異動による業績への影響はありません。

以 上